

平成 23 年 2 月 25 日
企業会計基準委員会

「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会は、金融商品会計に関する国際的な会計基準の取扱い及びその動向を踏まえつつ、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の全面的な見直しについて審議を進めております。その一環として、当委員会は、平成 22 年 8 月、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」を公表しています。さらに、平成 22 年（2010 年）10 月に、国際会計基準審議会（IASB）が金融負債の分類及び測定に関する部分を含める形で、国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を改訂・公表したこと等を踏まえ、当委員会は、IFRS 第 9 号とのコンバージェンスを念頭に金融負債の分類及び測定に関する検討を進めてきました。今般、平成 23 年 2 月 17 日の第 219 回企業会計基準委員会において、標記の検討状況の整理（以下「本検討状況の整理」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

なお、金融商品会計基準の見直しにおいては、減損やヘッジ会計に関する論点もありますが、これらを含めた包括的な金融商品会計基準の見直しに関する公開草案は、平成 23 年下期に公表することを予定しております。

本検討状況の整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本検討状況の整理に関するコメントがございましたら、平成 23 年 4 月 25 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル：kinsho-kentojokyo_2011_asbjdp@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本検討状況の整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本検討状況の整理の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本検討状況の整理の本文をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 目 的（第1項、第2項）

本検討状況の整理は、金融商品会計の現行基準の見直しプロジェクトの一環として、主に金融負債の分類及び測定に関する部分について、金融商品会計基準及びこれに関連する適用指針の取扱いを見直すにあたり必要な内容を整理することを目的とする。

■ 金融負債の分類及び測定の基本的なモデル（第11項、第21項、第40項、第42項から第47項）

本検討状況の整理は、金融負債について、IFRS第9号を基礎として、原則として、当初認識後、償却原価で測定するものとして分類することが考えられるとしている。

ただし、売買目的の金融負債及びデリバティブ（金融保証契約に該当するもの、指定された有効なヘッジ手段であるものを除く。）については、公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識する他、金融保証契約及び市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントについては、企業会計原則注解「注18 引当金について」による金額、又は、前受収益として繰り延べられるべき残高のいずれか高い金額によって測定することが考えられるとしている。

■ 公正価値測定の選択肢（公正価値オプション）（第12項、第16項、第48項から第50項、第60項）

金融負債について、一定の要件を満たすことを条件として、公正価値オプションの適用を許容することが考えられるとしている。すなわち、会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減されること、又は、金融負債のグループ等が公正価値をベースに管理され業績評価されており、当該情報が企業の経営者に対して提供されていることを条件として、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するとの指定を、当初認識時に限り許容することが考えられるとしている。

また、デリバティブが組み込まれた複合商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないもので、主契約が金融負債に該当するもの）について、組込デリバティブが主契約のキャッシュ・フローを大きく変更していない、又は、組込デリバティブの区分が認められないことが明らかである、のいずれかに該当する場合を除き、複合商品について、その全体を公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識するとの指定を、当初認識時に限り許容することが考えられるとしている。

■ **払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合商品の取扱い**（第 13 項から第 18 項、第 51 項から第 67 項）

払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合商品について、一体処理を原則とする一方、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連していないこと等の要件を満たす場合、組込デリバティブを主契約と区分して、独立したデリバティブと同様に処理することが考えられるとしている。

なお、管理上、組込デリバティブを区分している場合について、特段の定めを設けず、区分処理の要件すべてを満たさない場合に一体処理を求める方法（第 17 項【案 1】）と区分処理を認める方法（第 17 項【案 2】）の 2 案を示している。

■ **分類の変更**（第 19 項、第 68 項）

金融負債については、分類の変更は認められないとすることが考えられるとしている。

■ **負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い**（第 22 項から第 24 項、第 72 項から第 80 項）

公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定された金融負債については、一定の場合を除き、金融負債の公正価値の変動のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額をその他の包括利益に表示する一方、それ以外の金額を純損益に表示することが考えられるとしている。

なお、その他の包括利益で表示された金額に関して、公正価値オプションが適用された金融負債の満期前に負債の消滅が認識される場合、その他の包括利益累計額について、リサイクリングを行わない案（第 24 項【案 A】）及びリサイクリングを行う案（第 24 項【案 B】）の 2 つの考え方を示している。

■ **表示及び注記事項**（第 25 項及び第 26 項、第 83 項から第 85 項）

現行の金融商品会計基準では、金融商品に係る事項として、金融商品の状況に関する事項及び金融商品の公正価値等に関する事項の注記を定めている。本検討状況の整理では、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」のうち、IFRS 第 9 号を受けて改訂された部分等を基礎として、これら既存の取扱いに付け加える内容を示している。

■ **適用指針（案）**（A1 項から A25 項、参考）

本検討状況の整理では、会計基準（案）と同様に、概ね、IFRS 第 9 号の適用指針を基礎として適用指針（案）を示している。具体的には、公正価値測定の選択肢（公正価値オプション）の適用要件、複合商品の区分処理、金融負債の当初認識時の測定、負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱いに関する指針等を提供している。

コメント提出者への質問

本検討状況の整理は、前述のとおり、主に金融負債の分類及び測定に関して、IFRS 第 9 号を基礎として、分類及び測定の方法を定めています。しかし、IFRS 第 9 号とのコンバージェンスを図っていく場合であっても、一部の事項についてより一層の検討を要するとの意見もあります。当委員会では、今後の審議の参考とするため、こうした事項のうち特に重要と考えられる点を次のような質問として掲げることとしました。なお、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問にご回答いただく必要もありません。コメントや回答にはそのように考える理由も具体的にご記載ください。

(質問 1) 複合商品の主契約 (第 7 項及び第 52 項参照)

第 7 項では、デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものだけでなく、金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものすべてを会計基準(案)の対象としています。このため、複合商品の主契約が非金融商品である場合も、本会計基準(案)に従って、区分処理の要否を判断することとしています。このように主契約が金融負債以外のものを会計基準(案)の対象とすることについて、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

(質問 2) 公正価値オプションの適用 (第 12 項及び第 16 項参照)

第 12 項では、同項(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する場合、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定すること(公正価値オプション)が認められています。また、第 16 項では、同項(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除き、一定の複合商品に対して公正価値オプションを適用することが認められています。このように公正価値オプションの適用を認めること及びその要件について、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

(質問 3) 複合商品の区分処理 (第 13 項から第 18 項参照)

第 13 項及び第 14 項において、複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規準により、区分処理の要否を判断することとしています。他方、第 17 項において、複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、この点について特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案(【案 1】)、及び、区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案(【案 2】)の 2 つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

(質問 4) 金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング (第 24 項参照)

第 24 項では、(1)第 12 項により公正価値オプションが適用された金融負債、(2)第 16 項

により公正価値オプションが適用された複合商品、(3)第 18 項により公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された複合商品に関して、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案 A】）と純損益に認識する（リサイクリングを要求する）案（【案 B】）の 2 つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（質問 5）適用指針（案）の改善の方向性（A22 項参照）

適用指針（案）は、概ね、IFRS 第 9 号の適用指針を基礎として作成されていますが、これについて、追加的な指針の必要性を含め、改善が必要な点はありますか。

以 上